平成２６年（フ）第９１１１号
東京都荒川区東尾久２丁目29―２　木村荘２Ｆ10
債務者　比嘉　正勝
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１１５号
東京都練馬区高松３丁目９―４―501
債務者　天羽奈穂子（旧姓栗原）
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１１６号
東京都葛飾区立石６丁目36―13―101
債務者　根木地あい子
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１１７号
神奈川県横浜市都筑区中川２丁目９―９―1307
債務者　坂口　芳子
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１１８号
東京都大田区山王２丁目７―43―101
債務者　宮崎　　崇
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１２６号
東京都小平市小川町１丁目755―２―103
債務者　木戸　典子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１２８号
東京都目黒区中町１丁目５―17―502　目黒第３コーポ
債務者　福島祐美子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１２９号
東京都葛飾区堀切３丁目33―６―403
債務者　久保田そのみ
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１３１号
東京都練馬区栄町９―７―510
債務者　伊藤　孝孔
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１３２号
東京都福生市加美平１丁目14―７
債務者　秋山　尚登
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１３３号
東京都荒川区西日暮里１丁目２―１―301
債務者　小金沢金子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１３８号
東京都大田区矢口３丁目28―８―408
債務者　山本　範子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１４１号
東京都墨田区向島４丁目５―２―102
債務者　濱口二三枝（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１４４号
埼玉県所沢市中新井３丁目20―Ｂ―409
債務者　佐藤　サツ
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１４５号
東京都台東区西浅草２丁目３―４―705
債務者　北村　才樹
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１４６号
埼玉県朝霞市根岸台７丁目30―６
債務者　鈴木　智子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部